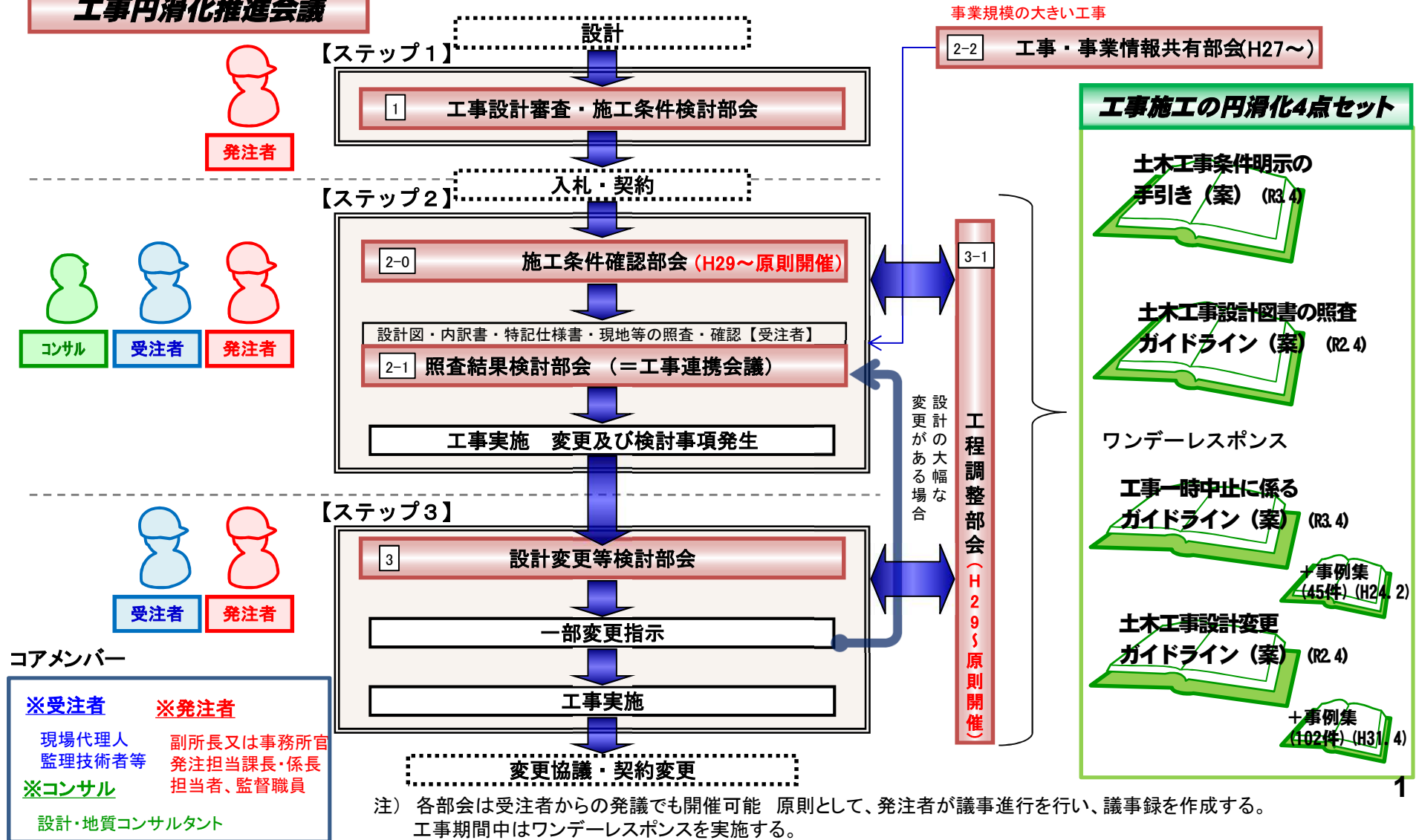


円滑な工事施工の確保と 工事施工の円滑化4点セット

円滑な工事施工の確保(工事円滑化推進会議の改良・改善)

- ・工事の円滑化4点セットを活用した、工事円滑化推進会議の開催により発注者間のコミュニケーションの充実。(平成20年11月～)
- ・さらに平成27年度から規模の大きい事業の工事において「**工事・事業情報共有部会**」を試行。
- ・平成29年度より工事工程の調整により、効率的な工事の進捗・完成を図る「**工程調整部会**」及び「**施工条件確認部会**」を原則全ての工事で実施。

工事円滑化推進会議



工事施工の円滑化4点セット

- 土木工事条件明示の手引き(案) (R3.4)
- 土木工事設計図書の照査ガイドライン(案) (R2.4)
- ワンデーレスポンス
- 工事一時中止に係るガイドライン(案) (R3.4)
- 事例集 (45件) (H24.2)
- 土木工事設計変更ガイドライン(案) (R2.4)
- 事例集 (102件) (H31.4)



注) 各部会は受注者からの発議でも開催可能 原則として、発注者が議事進行を行い、議事録を作成する。工事期間中はワンデーレスポンスを実施する。

「工事円滑化推進会議」の特記仕様書への明示

「工事円滑化推進会議」の実施について特記仕様書に明示

北陸地整では平成20年度から、より円滑な工事施工を図るため、受注者、発注者における工事施工の打合せ、協議等のコミュニケーションに関する進め方をシステムとして捉えた「工事円滑化推進会議」という仕組みを開始し、現在、全ての工事に適用しています。

この、工事円滑化推進会議について特記仕様書に明示することにより、発注者・受注者のどちらかの発議は問わず、会議の開催をしやすい環境を整えています。

(特記仕様書記載例)

第〇条 工事円滑化推進会議

本工事は、円滑な工事施工を図るため、発注者・受注者において以下の会議を開催する。ただし、受注者が開催を希望しない場合に限り、開催しないことを可能とする。

1. 施工条件確認部会
2. 工程調整部会

また、以下の会議について、受注者・発注者のどちらかの発議は問わず、必要に応じて開催できるものとする。

3. 照査結果検討部会
4. 工事・事業情報共有部会
5. 設計変更等検討部会

(※ 一部表示を省略)

工事施工の円滑化4点セット（官民協働で円滑な事業執行を目指す）

◆活用のポイント

北陸地方建設事業推進協議会 工事施工対策部会

《受注者》

(一社)新潟県建設業協会
(一社)富山県建設業協会
(一社)石川県建設業協会
(一社)日本建設業連合会北陸支部
(一社)日本道路建設業協会北陸支部
(一社)建設コンサルタンツ協会北陸支部

《発注者》

新潟県・富山県
石川県・新潟市
東日本高速道路(株)新潟支社
中日本高速道路(株)金沢支社
北陸地方整備局

発注時

★「条件明示の手引き（案）」

設計積算にあたって、工事内容に関係する条件明示が必要な項目をチェックし明示を徹底する。

契約後

★「設計図書の照査ガイドライン（案）」

工事着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、発注者と協議するなど照査や責任の範囲を明確化する。

施工中

★「工事の一時中止に係るガイドライン（案）」

受注者の責に帰することができない理由により施工できなくなった場合は発注者に中止指示義務があり、工期・金額の変更について適正な対応を行う。

変更契約

★「工事設計変更ガイドライン（案）」

予め設計変更業務の改善を図るために、発注者、受注者が設計変更の課題と留意点について十分理解しておく必要があり、その課題と留意点を取りまとめた。

4セットを活用し、より一層の円滑な工事の執行を目指す

円滑な工事施工の確保（工事円滑化推進会議）

工事円滑化推進会議と4点セット

関係者が一堂に会することで早期の課題解決を目指す

時期	部会	4点セット	関係者
発注前	工事設計審査・ 施工条件検討部会	土木工事条件明示の手引き(案)	発注者
契約後、 施工前	施工条件確認部会	土木工事条件明示の手引き(案)	発注者、受注者
契約後、 施工前	照査結果検討部会	土木工事設計図書の 照査ガイドライン(案)	発注者、受注者 設計担当者 (コンサルタント)
施工中	工事・事業情報共有部会		発注者、受注者
施工中 変更契約	工程調整部会	工事一時中止に係るガイドライン(案)	発注者 受注者
	設計変更等検討部会 (必要に応じて)	事例集 土木工事設計変更ガイドライン(案) 事例集	

発注者：副所長、事務所官クラス(注)、発注担当課 課長、係長、担当者
および監督職員（注：事業対策官など）

受注者：現場代理人、監理技術者等

(参考) よくわかる工事円滑化推進会議

(ステップ1)

● 工事設計審査・施工条件検討部会

工事発注にあたり設計内容、仮設計画、関係機関協議、条件明示等の確認・検討

(ステップ2～3)

● 工程調整部会

受発注者が工事工程、クリティカルパスを共有することにより、受注者の手待ち、手戻り等をなくし、円滑かつ効率的な工事施工に資する

(ステップ2)

● 施工条件確認部会

最新の施工条件等を受発注者間で共有(発注者が受注者に説明)

● 照査結果検討部会

工事内容や課題等の共有化と対応の検討及び決定

● 工事・事業情報共有部会

事業目的・整備効果、進捗状況等を受注者、発注者、地域住民等で共有し、円滑な工事施工、品質確保、生産性の向上を図る

(ステップ3)

● 設計変更等検討部会

工事実施の課題解決、変更の取り扱いの決定

表-1 各部会の概要

段階	名称	概要	対象工事	参加者	使用するガイドライン
ステップ1	工事設計審査・施工条件検討部会	発注にあたり設計内用、仮設計画、協議状況、条件明示等の確認・検討	全ての工事	発 副所長、事務所官クラス、監督職員(予定)、発注担当課長、係長、担当 (土木・測量・電気・機械)	条件明示チェックリスト(条件明示の手引き(案))
	工程調整部会	工事の工程を受発注者で共有し、調整を図ることで効率的な工事の進捗を目指す。原則全ての工事で開催する。	全ての工事	発 副所長、事務所官クラス、監督職員、発注担当課長、係長、担当 (土木・測量・電気・機械) 受 現場代理人、監理技術者等	
ステップ2	施工条件確認部会	最新の施工条件を発注者から受注者に説明し、受発注者で施工条件を確認する。原則全ての工事で開催する。	全ての工事	発 副所長、事務所官クラス、監督職員、発注担当課長、係長、担当 (土木・測量・電気・機械) 受 現場代理人、監理技術者等	条件明示チェックリスト(条件明示の手引き(案))
	照査結果検討部会	設計内容と課題の共有と、対応策の検討と決定を行う。	全ての工事	発 副所長、事務所官クラス、監督職員、発注担当課長、係長、担当 (土木・測量・電気・機械) 受 現場代理人、監理技術者等 設 担当技術者 (工事連携会議の場合)	土木工事設計図書の照査ガイドライン(案) 工事連携会議と兼ねての開催とできる。 必要に応じて、測量・地質調査技術者や、専門工事業者を参加させても良い。
	工事・事業情報共有部会	事業全体の目的、効果、スケジュールの概要を受発注者で共有し、円滑な施工、品質確保を目指す。	規模の大きい事業に関する工事にて実施(大規模構造物、WTO、複数年工事)	発 副所長、事務所官クラス、監督職員、発注担当課長 (土木・測量・電気・機械) 受 現場代理人、監理技術者、元請・下請の技術者等	元請本所事務社員なども参加可。 必要に応じて地域の方も参加頂く。
ステップ3	設計変更等検討部会	現地条件・施工条件変更等に伴う設計変更について、取り扱いを決定し、円滑な変更協議を図る。	変更が伴う全ての工事	発 副所長、事務所官クラス、監督職員、発注担当課長、係長、担当 (土木・測量・電気・機械) 受 現場代理人、監理技術者等	工事一時中止に係るガイドライン(案) 土木工事設計変更ガイドライン(案)

※機械設備工事、電気・通信設備工事、建築工事などが関連する場合には、それぞれの工事の担当職員(発注担当課長・係長、監督職員)、受注者、設計者が参加する事を基本とし、調整を図ること。

※事務所官クラスとは、事業対策官等を言う。

発：発注者 受：工事受注者 設：設計者

(参考) 良くわかる工事連携会議 (いわゆる「三者会議」)

●目的

工事受注者と設計者の連携強化により円滑な事業執行を図るため、発注者・工事受注者・設計者等により構成される「工事連携会議」を設置し、次の事項に関する調整を図ることを目的とする。

- ①設計意図の施工段階への継承と反映
- ②発注者、工事受注者、設計者等の責任の範囲、責任の明確化
- ③工事施工段階における条件変更時の対応

●工事連携会議(三者会議)の定義

工事ごとの単位で開催する、発注者・工事受注者・設計者の三者により構成する会議

●対象とする工事

原則、以下に該当する工事を対象とする。

- ①指定仮設を含む工事
- ②重要構造物を含む工事(橋梁、トンネル、BOX、樋門・樋管、擁壁等)
- ③新技術・新工法を活用する工事
- ④施工条件、地形・地質条件の変更が予想される工事
- ⑤その他、事務所長が必要と認める工事

●開催時期

- ①工事(仮設・本体工事)施工前かつ受注者の照査後
- ②工事施工途中

●実施方法

(1)工事の特記仕様書への明示

当該工事の特記仕様書に「工事連携会議」設置の対象工事であることを明示する。

(2)会議の開催

会議開催にあたっての工事受注者及び設計者への通知は、発注者が行う。

(3)会議の主体等

原則として、発注者が議事進行及び議事録作成を行い、発注者、工事受注者、設計者間での情報共有を徹底する。

参加者の主な役割は以下のとおり

- ①設計者から、設計業務の成果品により設計意図の説明を行う。
- ②発注者(設計担当)から、施工上の留意事項等の説明を行う。
- ③発注者(工事発注及び工事監督担当)から、工事着手に当たっての協議調整状況や現地条件等の説明を行う。
- ④施工者から、設計図書の照査を踏まえた現場条件に適した技術提案等の説明を行う。

●費用の負担

工事連携会議に係る費用は原則、発注者が負担するものとする。

■背景・目的

○適正で円滑な施工を可能とするため、関連する施工条件を設計図書に明示することとしているが、条件の考え方（表現、受け取り方）に相違が生じ、受発注者間で積算額に大きな差が生じるケースが見受けられること、さらに、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第5号の適切な施工条件の明示等の発注者責任を踏まえ改定。

条件明示の徹底のため、「土木工事条件明示の手引き(素案)」を平成16年4月に官民協働で作成し、必要に応じてフォローアップを図りながら活用し。

北陸地整HP http://www.hrr.mlit.go.jp/gi_jyutu/4tenset/R0204_4tenset-jouken.pdf
※令和2年4月改定 上記URLから全文ダウンロードできる

■活用時期・方法

【発注者】

発注時：手引き(案)を基にチェックリストを作成。チェックリストを踏まえ、積算や設計図書(特記仕様書に必要事項を記載。

【受注者】

調査・測量時：チェックリストや整理フォーマット(様式)として活用。条件変更等を検討する際の確認資料として活用。

■効果

各種工事に対応できる基本的事項を掲載したチェックリストとして活用することにより以下の効果が期待される。

【発注者】

- 積算や設計図書作成に先立ち、予め現場の条件、環境、制約等を調査・確認する際の手引きとしてとしている。
- 積算担当者の現場条件確認も含め、事前調査・関係部署確認の効率化が図れる。
- 積算部署と監督部署が情報共有することにより、工事施工の円滑化に寄与。

【受注者】

- 現場条件の確認時の手引きとして活用。
- 現場調査・測量時のチェックリストや整理フォーマット(様式)として活用。
- 「条件変更等(契約書第18条)」の確認資料として活用。
- 施工途中での条件変更や新たに発生した条件への検討に活用。

「土木工事条件明示の手引き（案）」の活用と工事円滑化推進会議

発注者は、発注にあたり「土木工事条件明示の手引き(案)」を活用し、「工事円滑化推進会議」において「工事設計審査・施工条件検討部会」を行い、条件明示の徹底を図る。

【工事設計審査・施工条件検討部会】

①目的

工事発注にあたり設計内容、仮設計画、関係機関協議、条件明示等の確認・検討

②メンバー

副所長又は事務所官クラス、発注担当課長・係長・担当者、監督職員等

③検討事項

- 1) 設計内容・地形地質状況・用地取得状況・協議関係の確認(未了事項の処理期限の確認)
- 2) 仮設計画の確認・検討
- 3) 条件明示(特記仕様書)の確認・検討 等

チェックリスト例

2.工程関係

各項目の○付数字には、条件明示のポイントを記載した。

明 示 事 項					特記該当項目		
1 影響を受ける他の工事					対象 有	対象 無	
① 先に発注された工事で、当該工事の工程が影響を受ける工事の有無 (影響を受ける工事の内容と、具体的制約内容、対象箇所およびその完成の時期や期間)					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
② 後から発注される予定の工事で、当該工事の工程が影響を受ける工事の有無 (影響を受ける工事の内容と、具体的制約内容、対象箇所およびその完成の時期や期間)					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
③ その他、関連して当該工事の工程が影響を受ける他の工事の有無 (影響を受ける工事の内容と、具体的制約内容、対象箇所およびその完成の時期や期間)					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
他工事の名称	その発注者	影響を受ける箇所	影響を受ける期間	影響を受ける時間			
影響を受ける工事内容		具体的制約内容		備考			
2 自然的・社会的条件で制約を受ける施工の内容、時期、時間及び工法等					対象 有	対象 無	
① 交通規制や工事内容により、工事の施工期間又は時間帯に制約が生ずるか。 (観光シーズン期の施工中止や、交通渋滞等を回避するための夜間施工等の検討)					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

「土木工事設計図書の照査ガイドライン（案）」 ※契約後に活用

■背景・目的

○受注者による「設計図書の照査」において、受発注者間の解釈の違いにより、実施者や責任の範囲の取扱いが工事毎に異なる場合も見受けられ、受注者側に過度の負担を強いているとの意見が寄せられたこと、さらに、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条発注者責任及び第8条受注者の責務を踏まえ改定。

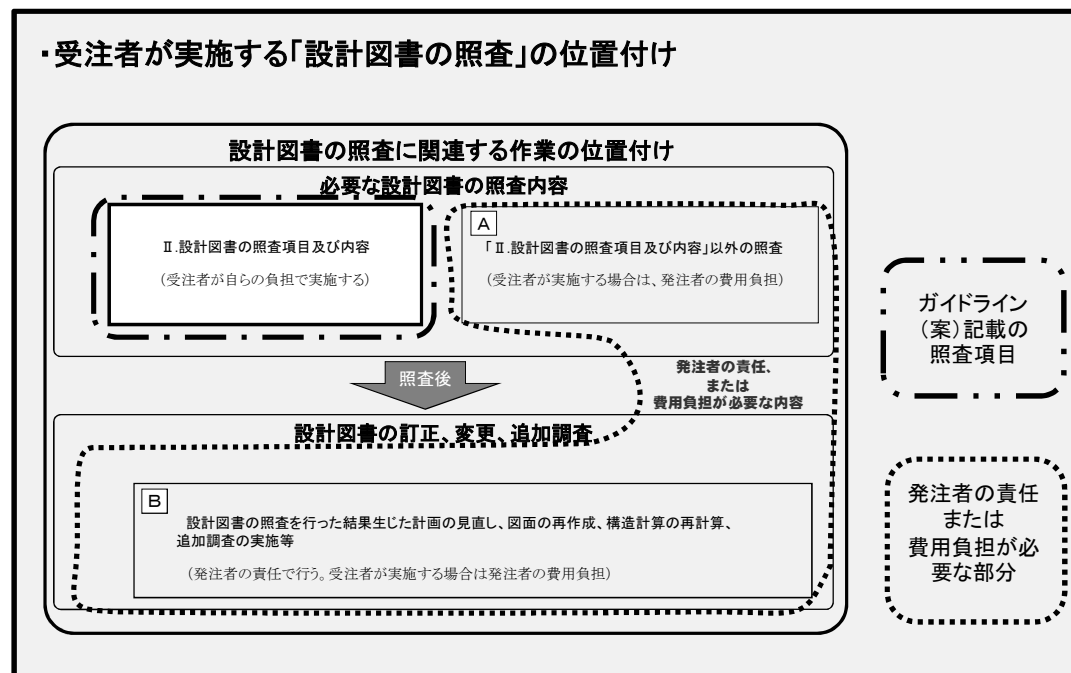
「設計図書の照査」における基本的な考え方や範囲をできる限り明確にし、円滑な施工に資するため、平成18年3月に「土木工事設計図書の照査ガイドライン(案)」を官民協働で作成し、必要に応じてフォローアップを図りながら活用。

北陸地整HP http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/4tenset/R0204_4tenset-syousa.pdf
※令和2年4月改定 上記URLから全文ダウンロードできる

■活用時期・方法・効果

【発注者】 施工前、施工中：照査範囲を明確にし、円滑な施工に資することができる。

【受注者】 施工前、施工中：ガイドライン(案)に定められた項目に沿って照査チェックリストを作成し、打合せ簿に添付して監督職員へ報告する。



「土木工事設計図書の照査ガイドライン（案）」の活用と工事円滑化推進会議

受発注者及び設計コンサルタントは「土木工事設計図書の照査ガイドライン(案)」を活用し、「工事円滑化推進会議」における「照査結果検討部会」を行い、設計内容の課題・対応策を検討し、円滑な工事施工を図る。

【照査結果検討部会】

①目的

設計図書の照査結果を受けて設計図書の疑義、齟齬、課題等の共有化と対応策の検討及び決定

②メンバー

発注者：副所長又は事務所官クラス、発注担当課長・係長・担当者、監督職員

受注者：現場代理人、監理(主任)技術者等、専任補助者等

コンサル：設計コンサル、地質コンサル等(工事連携会議と兼ねても良い。)

③検討事項

1)設計内容や課題の共有化

2)対応策の決定

3)変更の取り扱い

4)その他

照査項目チェックリスト例

提出年月日: _____										
照査項目チェックリスト										
工事名: _____										
No.	項目	主要内容	照査対象		照査実施		該当事実		備考	
			有	無	済	日付	有	無		
1	当該工事の条件明示内容の照査	1-1	「土木工事条件明示の手引き(案)」における明示事項に不足がないかの確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		1-2	「土木工事条件明示の手引き(案)」における明示事項と現場条件に相違がないかの確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2	関連資料・貸与資料の確認	2-1	ポンプ排水を行うにあたり、土質の確認によって、クイックサンド、ボーリングが起きない事を検討し確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		2-2	ウェルポイントあるいはディープウェルを行うにあたり、工事着手前に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		2-3	浚渫工の施工において、濁水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査・確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

「工事の一時中止に係るガイドライン（案）」 ※施工中に活用（必要に応じて）

■背景・目的

○受注者の責に帰することができない事由等により施工ができなくなった場合、発注者において工事の一時中止を命じなければならないが、工事の一時中止指示に統一性を欠き、受注者の現場管理費等の増加や技術者の配置へ支障をきたすという意見が寄せられたこと、さらに、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第4号及び第5号の適切な工期の確保等の発注者責任を踏まえ改定。

一時中止にかかる判断、変更などの内容を掲載した「工事の一時中止に係るガイドライン(案)」を平成20年4月に官民協働で作成し、必要に応じてフォローアップを図りながら活用。

北陸地整HP http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/4tenset/R0204_4tenset-stop.pdf
※令和3年4月改定 上記URLから全文ダウンロードできる

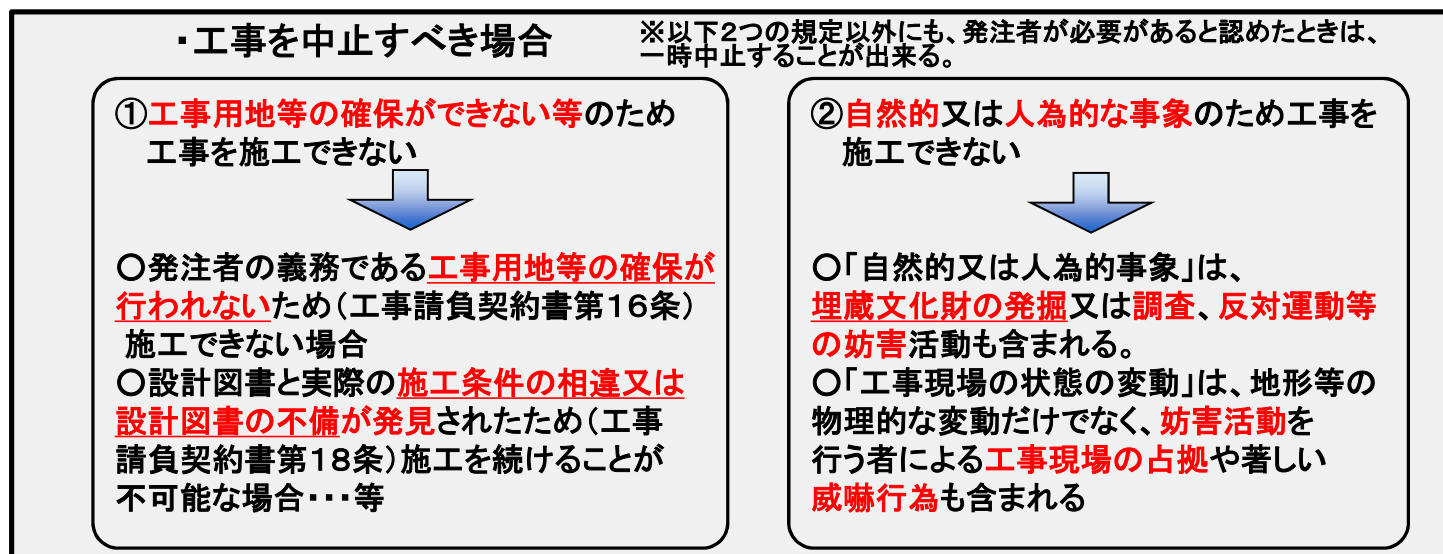
■活用時期・方法・効果

【発注者】

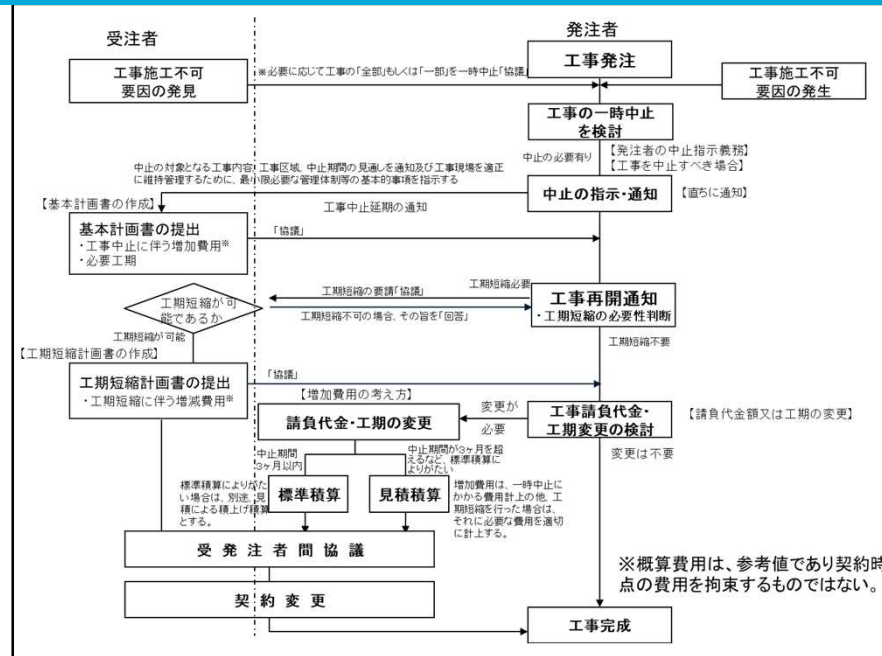
施工中：工事の一時中止の範囲及び期間についてガイドライン(案)に基づき適正な対応を図ることができる。

【受注者】

施工中：工事の一時中止を検討する際の発生事象や中止理由の検討に活用。



「工事の一時中止に係るフロー等」 ※工事の一時中止に係る基本フロー（ガイドライン（案）より）



令和3年改定内容

工種ごとに決まる係数の改定

別表-1 (工種ごとに決まる係数)

工種区分	係数 A								係数 B				係数 a	係数 b		
	一般交通影響無し	大都市(1)	大都市(2)	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(01D補正)	山間僻地及び離島	一般交通影響無し	大都市(1)	大都市(2)	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)			市街地(01D補正)	山間僻地及び離島
河川工事	1901.4	-	-	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	-0.3284	-	-	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	13.3999	0.1615
河川・道路構造物工事	410.4	-	-	453.5	452.4	452.4	413.5	-0.2019	-	-	-0.2004	-0.2012	-0.2012	-0.1994	1.0955	0.3057
海岸工事	521.4	-	-	550.7	561.8	561.8	488.2	-0.2306	-	-	-0.2255	-0.2280	-0.2280	-0.2224	4.2009	0.2226
道路改良工事	78.9	-	-	87.2	87.0	87.0	79.4	-0.0714	-	-	-0.0698	-0.0706	-0.0706	-0.0688	2.4722	0.2611
鋼橋架設工事	4760.3	-	5819.2	5307.1	5271.4	5307.1	4867.7	-0.3805	-	-0.3793	-0.3796	-0.3801	-0.3796	-0.3791	8.9850	0.2036
P・C橋工事	1238.0	-	-	1436.8	1399.1	1399.1	1351.0	-0.2884	-	-	-0.2907	-0.2895	-0.2895	-0.2921	0.5348	0.3394
橋梁保全工事	3393.5	-	-	3979.5	3855.9	4318.8	3764.5	-0.3455	-	-	-0.3485	-0.3470	-0.3483	-0.3504	1.6260	0.2838
舗装工事	923.0	1754.5	1331.5	1162.5	1087.6	1254.4	1149.1	-0.2725	-0.3002	-0.2837	-0.2807	-0.2767	-0.2801	-0.2858	0.7817	0.3147
共同溝等工事(1)	213.2	-	-	247.5	241.0	241.0	232.8	-0.1455	-	-	-0.1480	-0.1468	-0.1468	-0.1496	0.4678	0.3598
共同溝等工事	914.1	-	-	929.0	954.7	954.7	941.7	-0.1999	-	-	-0.1959	-0.1949	-0.1949	-0.1965	0.0149	0.5960

「工事の一時中止に係るガイドライン(案)」事例集

「工事の一時中止に係るガイドライン(案)」の理解を深めるため平成23年4月に官民協働で作成。北陸管内の工事において、中止に伴う「増加費用計上事例」及び「増加費用未計上事例」を掲載。

北陸地整HPから全事例ダウンロードできる http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/4tenset/h2402_4tenset-stop_jirei.pdf

※平成24年2月改定

「土木工事設計変更ガイドライン（案）」 ※施工中に活用

■背景・目的

○設計変更については、「受発注者間の費用計上等の相違」「任意仮設等の一式計上されている事項」「設計図書の脱漏又は表示が不明確な事例」が見受けられ、適正な変更契約や円滑な施工に支障をきたす等の意見があること、さらに、公共工事の品質確保の促進に関する法律 第7条第1項第5号の適切な設計変更等の発注者責任を踏まえ改定。

変更作業の改善を図ることを目的に、受発注者双方が変更に関する課題や留意点を十分理解しておく必要があることから、それらを取りまとめた「土木工事設計変更ガイドライン(案)」を平成20年4月に官民協働で作成し、「変更に必要な資料の作成」等の責任範囲を明確化するなど必要に応じてフォローアップを図り活用。

北陸地整HP http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/4tenset/R0204_4tenset-henkou.pdf
※令和2年4月改定 上記URLから全文ダウンロードできる

■活用時期・方法

【受発注者】 施工中: ガイドライン(案)を通して設計変更に関する課題や留意点を十分理解し、協議を行い、変更に必要な資料作成の責任範囲を含め、適正に変更手続きに活用できる。

■効果

ガイドライン(案)は、「変更可能なケース」、「変更不可能なケース」、「変更手続きフロー」などを掲載し、設計変更の課題や留意点を理解する一助となる。

- ・設計変更が不可能なケース ※ 尚、災害時等緊急の場合はこの限りではない
下記のような場合においては、原則として設計変更できない。
- 設計図書に明示なき事項において、受発注者「協議」を行わず受注者独断で施工を実施した場合
 - 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合
 - 「承諾」で施工した場合(設計変更の対象とする旨の記載以外)
 - 契約書・共通仕様書に定められている所定の手続きを経していない場合(契約書第18条～24条、共通仕様書1-1-1-13～1-1-1-15)
 - 正式な書面によらない事項(口頭のみ指示・協議等)の場合
→必ず書面でのやりとりを行うこと。

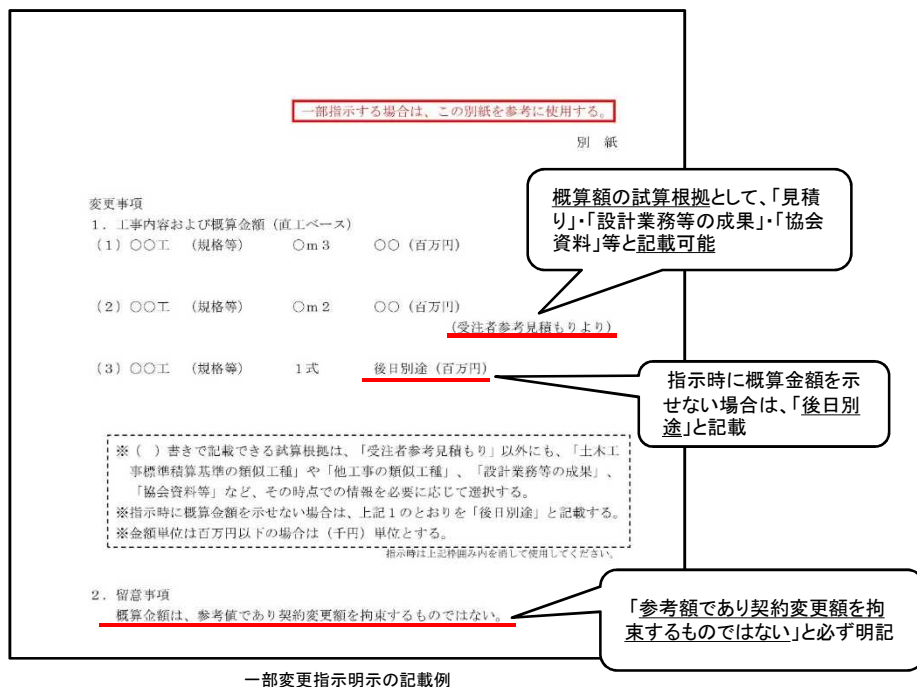
一部変更指示書における概算金額の明示(実効性の向上)

- 土木工事設計変更ガイドライン(案)に一部変更指示書へ概算金額を明示する旨を記載(H31.4改訂)
- 実効性検証工事による試行の結果、概算額の取扱いや明示方法の簡素化が必要なことから、令和2年度から**全ての工事**で実施することを通知し、取り組みの徹底を図る。

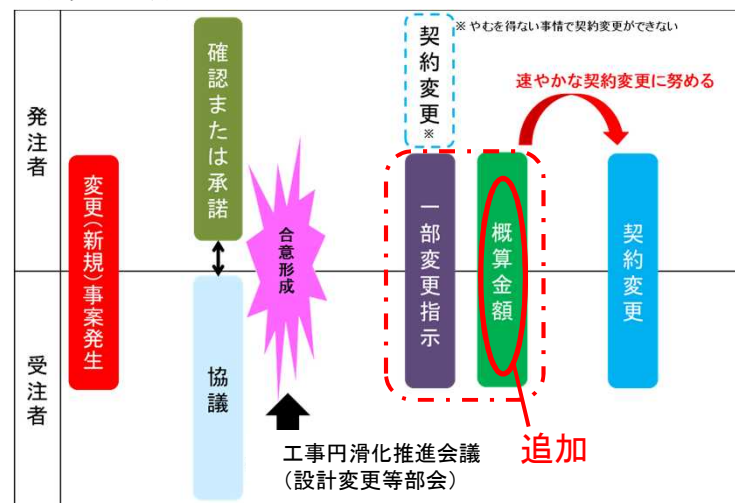
＜一部変更指示書への概算金額明示＞

■ 概算額の取扱い・明示方法

一部変更指示での概算額の明示については、指示の内容、概算金額等、受発注者間で齟齬がないよう記載の内容に努める



概算金額明示のフロー



引き続き本取り組みを継続することで、工事の円滑な施工及び設計変更を推進していく

「土木工事設計変更ガイドライン（案）」の活用と工事円滑化推進会議

受発注者は、「土木工事設計変更ガイドライン(案)」を活用し、「工事円滑化推進会議」における「設計変更等検討部会」を行う。

【設計変更等検討部会】

①目的

工事実施における課題の解決、変更の取り扱いの決定

②メンバー

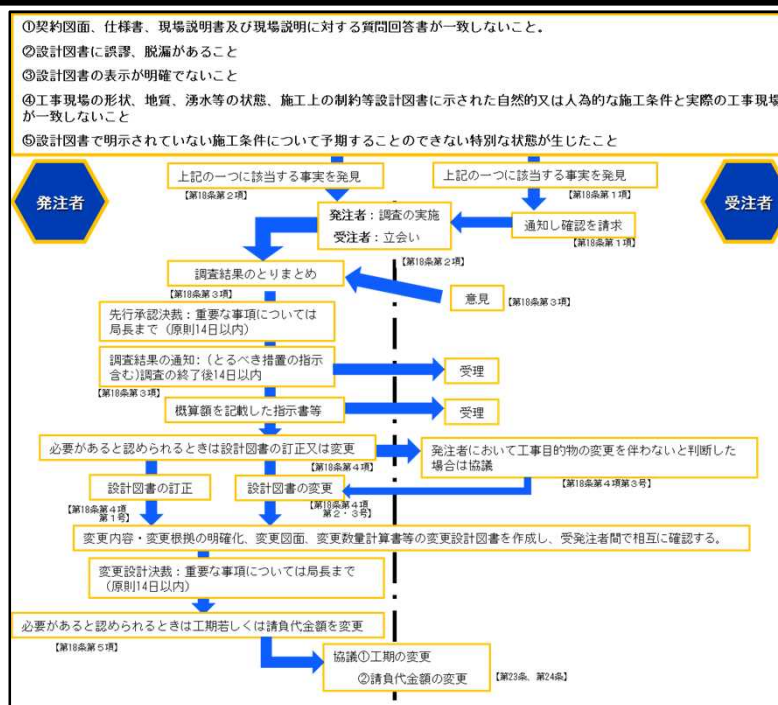
発注者：副所長又は事務所官クラス、発注担当課長・係長・担当者、監督職員等

受注者：現場代理人、監理(主任)技術者等、専任補助者等

③検討事項

- 1) 現地条件・施工条件と設計図書の不一致等による変更処理
- 2) 受発注者間で設計変更の内容に大きな乖離が生じている課題について解決
- 3) その他、受注者の申し出による課題の解決

設計変更手続きフロー (ガイドライン(案)より)



■ 「土木工事設計変更ガイドライン(案)」事例集

「土木工事設計変更ガイドライン(案)」の理解を深めるために平成22年3月に官民協働で作成。北陸管内の工事において、「変更となった事例」及び「変更とならなかった事例」を掲載。 ※平成31年4月改定

北陸地整HPから全事例ダウンロードできる http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/4tenset/h3104_4tenset-henkou_jirei.pdf

「工事施工の円滑化4点セット」をスマートフォンやタブレットで見る手順

PDFビューワ機能を有するアプリをインストールしていない方はこちらをご確認ください。

4点セットをスマートフォンやタブレットで見るとは、お手持ちの端末にPDFビューワ機能を有するアプリのインストールが必要です。

<PDFビューワ機能を有するアプリの例>

- ・ Adobe Reader (無料)
- ・ PDF Reader (無料)
- ・ Perfect Viewer PDF (無料) 他

すでに上記アプリをインストール済の端末では本作業は必要ありません。手順1にお進み下さい。また、端末のOS (アンドロイド、Windows、iOS等) によりインストール手順が違いますので、お手持ちの端末の取扱説明書等でアプリのインストール手順をご確認ください。

↓例えば、アンドロイド端末でのアプリのインストール手順は以下のとおりです。

①アンドロイド端末で「Playストア」へアクセス



②検索バーにインストールしたいアプリ名を入力するか、「PDFビューワ」と入力して検索し、必要なアプリをタップ。
(画像は「Adobe Reader」の事例)



③アプリをインストール



手順1. 北陸地方整備局HPへアクセス

①北陸地方整備局のHPへアクセス

検索バーに「北陸地整」と入力して検索。
URL <http://www.hrr.mlit.go.jp>



②お役立ち情報

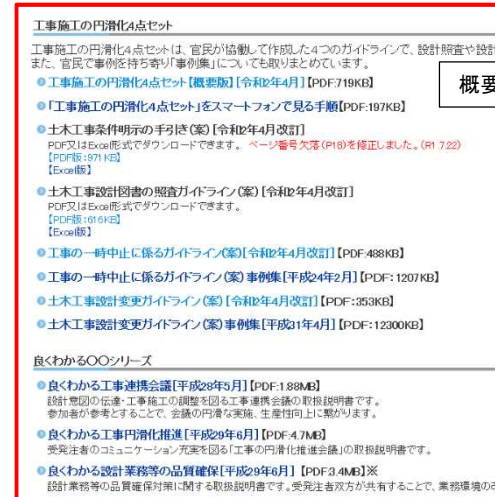
> 技術基準・仕様書をタップ*

- 基準・要領・ガイドライン等
- > 共通仕様書
- > 設計要領(共通編)
- > 設計要領(道路編)
- > 設計要領(河川編)
- > 詳細設計監査要領
- > 数量算出要領
- > 条件明示の手引き
- > 設計図書の見直しガイドライン
- > 工事の一時中止ガイドライン
- > 設計変更ガイドライン
- > 良くなる〇〇シリーズ
- > CALS/EC関係

*タップとは、指でタッチスクリーンを軽く1回たたくこと。

手順2. 4点セットの閲覧

③>工事施工の円滑化4点セット
見たい資料のPDF版をタップし、ダウンロードする。
http://www.hrr.mlit.go.jp/gi_jiyutu/ki_jyun.html



④ダウンロードした資料をPDFビューワ機能を有するアプリで開き閲覧。

